

第4次愛知県環境基本計画 骨子（案）

第1章 計画の位置付け

- 1 基本的事項
- 2 策定の基本的な考え方

第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状

- 1 社会経済の状況
- 2 環境の状況

第3章 2030年の「あいちの環境」のあるべき姿

第4章 2030年の「環境首都あいち」に向けた施策の方向

- 1 「魅力あるあいち」に向けて
- 2 「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて
- 3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて

第5章 計画の推進

第1章 計画の位置付け

《 第4次愛知県環境基本計画の位置付け 》

- 本県の目指す「持続的に発展することが可能な社会の構築」の実現に向け、本県の環境政策について中・長期的な方向性（ビジョン）を示すもの
- 平成42年（2030年）頃までの長期を展望し、環境保全の目標を示した上で、平成32年（2020年）までに取り組むべき施策の方向を提示

1 基本的事項

- ・ 愛知県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。
- ・ 愛知県の環境関係の個別計画の上位計画として位置付ける。
- ・ 環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携する。

2 策定の基本的な考え方

- ・ 「持続的に発展することが可能な社会の構築」を早期に実現し、将来にわたって引き継いでいくことは、愛知県環境基本条例に掲げられた基本理念であり、本県環境行政に課せられた責務である。
- ・ その達成には、大気汚染や水質汚濁などの依然として残る地域の環境課題のみならず、人為的な気候変動、生物多様性の損失などの地球規模での問題についても、地域として対応していくことが求められている。
- ・ そのため、本計画において、中長期的な視野に立った環境施策の方向性を示し、その方向性に基づいた具体的施策を立案、実施することで、「持続的に発展することが可能な社会の構築」を目指していく。

第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状

1 社会経済の状況

- ① 本県の人口は、平成 27 年（2015 年）をピークに減少することが予想されている。また、高齢者世帯を中心に単身世帯が大幅に増加することが予想されている。
- ② 世界が共通認識の下、実効ある温室効果ガスの削減の実施が求められている。また、生物多様性の保全についても、国際的な枠組みが構築されつつあり、環境への対応が国内外における社会経済活動のキーワードとなっている。
- ③ 新興国の経済発展などを背景に、近年、原油や希少金属などの天然資源の価格は高水準で推移しており、資源の有効的な利用がより一層重要になっている。
- ④ 我が国を始め、諸外国においても、環境配慮型の経済活動を進め、それによって経済発展を実現する「グリーン経済」が、主要な経済政策の一つとなっている。
- ⑤ 持続可能な開発をあらゆるレベルで具体化していくためには、人づくり、とりわけ、教育が重要であることから、「持続可能な開発のための教育（E S D : Education for Sustainable Development）」に関する取組が、我が国を始め世界各地で始まっている。
また、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が主導する「国連 E S D の 10 年」の締めくくりとして、平成 26 年 11 月、ユネスコ及び日本政府が主催する「E S D に関するユネスコ世界会議」の「閣僚級会合及び全体の取りまとめ会合」が、本県において開催されることが決定しており、本県としても、この会議を契機として持続可能な社会を担う人づくりを進めていく必要がある。

2 環境の状況

- ① 大気・水質等の環境改善については着実に進展したものの、主要幹線道路沿道における大気汚染や伊勢湾・三河湾の水質汚濁など、地域的な課題は依然として残されている。
- ② 地球温暖化問題や廃棄物の不法投棄、身の回りの化学物質の影響など、環境に関する話題は新聞紙上等において日常的に取り上げられている。
また、県民の環境問題への関心は一層高まっている。
- ③ 原子力発電所の運転停止に伴って火力発電所による電力供給の割合が高まっており、増大する二酸化炭素等の温室効果ガスの排出と排出削減目標との整合が課題になっている。
- ④ 戦後、特に、高度成長期以降の活発な経済活動を背景とした都市化の進行などにより、生物の生息生育空間の減少や分断化が進んでおり、生きものの繁殖のための交流などが妨げられるなど、本県においても、生物多様性の損失は進行しつつある。
こうした中、平成 22 年、本県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための世界目標である「愛知目標（戦略計画 2011-2020）」が採択されており、本県においても目標達成に向け、取組を進めていく必要がある。

第3章 2030年の「あいちの環境」のあるべき姿

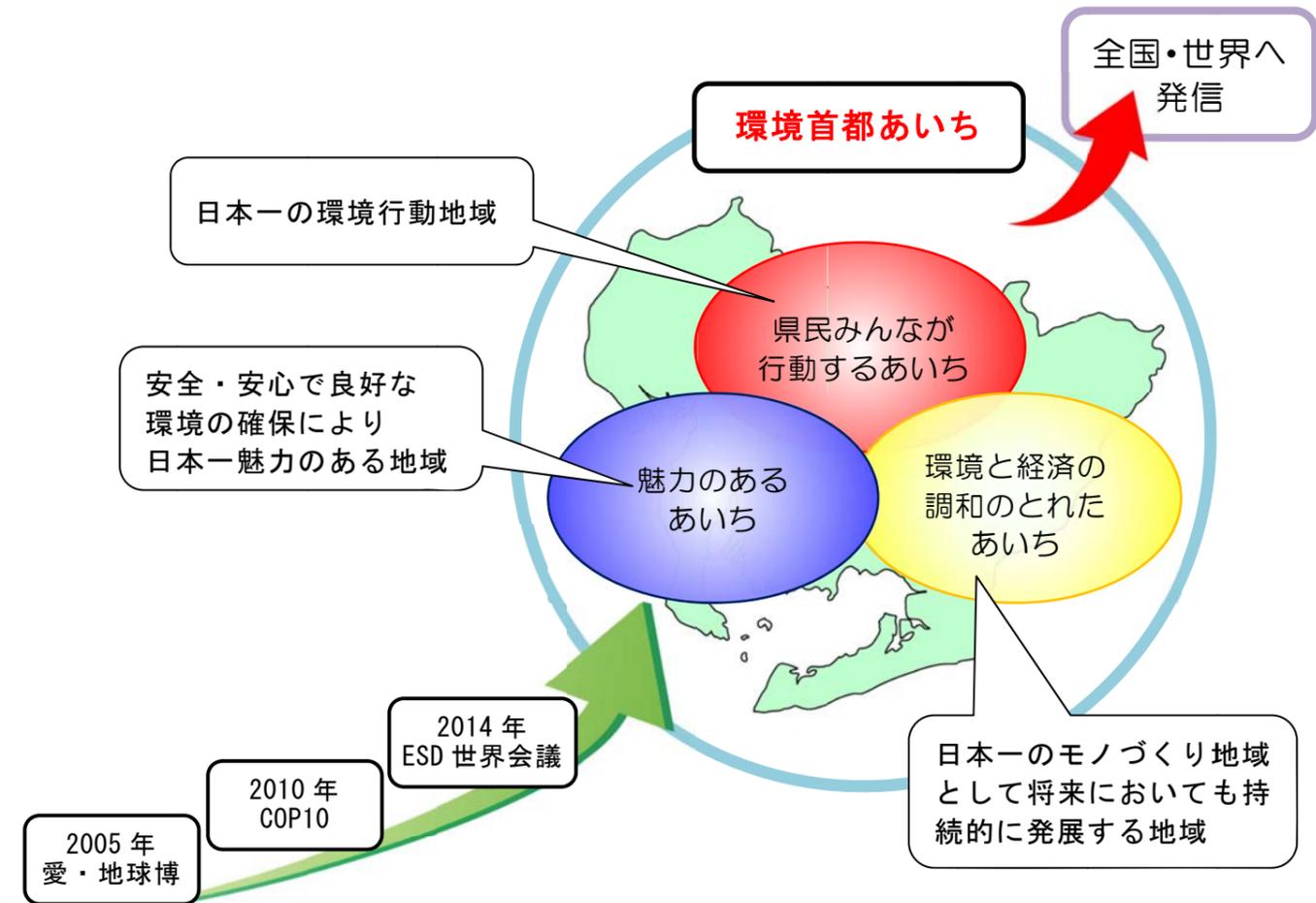
【基本的な考え方】

- ・ 愛知県環境基本計画において、「持続的に発展することが可能な社会の構築」は、変わる事のない長期的な目標である。
- ・ その達成に向けては、依然として残っている地域の環境課題だけでなく、本県の環境を取り巻く状況や社会経済の状況の変化にも的確に対応した上で、将来にわたってあいちの環境をより良好な状態にしていくことが必要であり、これまで本県が取り組んできた「環境首都あいち」づくりをさらに着実に進め、世界に誇りうるよりレベルの高い「環境首都あいち」を目指していくことが求められる。
- ・ そこで、本県が目指す「環境首都あいち」の2030年の姿として、恵み豊かな自然環境と活力ある社会活動を支える都市が隣接する本県の地域特性を踏まえ、安全・安心で良好な環境の確保を目指す「魅力のあるあいち」、持続的な発展を目指す「環境と経済の調和のとれたあいち」、自発的な環境行動の促進を目指す「県民みんなが行動するあいち」を掲げ、この「3つのあいち」が有機的に連携し高め合う地域づくりを進めていく。

【本県が目指す「環境首都あいち」の2030年の姿】

- すべての県民が、日常生活の中で自然の豊かさや安らぎを実感することができ、いつまでも暮らしていきたいと思える、日本一「**魅力のあるあいち**」
- 日本一のモノづくり地域として、環境に配慮した経済・産業活動が営まれ、持続的に発展する、日本を代表する「**環境と経済の調和のとれたあいち**」
- 一人ひとりが環境問題に関心を持ち、それぞれの立場で自発的な環境活動に取り組み、日本一の環境行動地域となる、「**県民みんなが行動するあいち**」

- ・ この「3つのあいち」の実現に向けて、「多様な主体間の連携・協働」のもと、環境政策の基本的な柱である「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「資源循環」及び「自然との共生」の4つの取組分野からなる施策を、横断的・総合的に展開していく。
- ・ 「3つのあいち」が実現した本県では、県民・市民団体・事業者などのすべての主体が高い環境意識を持ち、暮らし・地域・経済活動などあらゆる場面において環境に配慮した多様な行動がなされている。
- ・ その結果、本県の環境と経済は高い水準で良好な状態に保たれ、その魅力を国内のみならず世界へと発信することより、人々や企業を惹きつけ、さらなる環境行動へと繋げていくことで、「持続的に発展することが可能な社会」として、より一層魅力のある地域へと育っていく。



第4章 2030年の「環境首都あいち」に向けた施策の方向

2030年の「環境首都あいち」に向け、「3つのあいち」のそれぞれについて、「施策展開の視点」を整理にした上で、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「資源循環」及び「自然との共生」の4つの取組分野における、2020年までに取り組む具体的な施策の方向を示す。

1 「魅力のあるあいち」に向けて

① 計画における環境施策展開の視点

- ・ 大気環境や水環境などについて、一層の改善を図り良好な状態を維持するとともに、事故や災害時における体制を整備するなど、県民の生活環境における安全の確保を目指す。
- ・ 環境情報の適切な発信と、主体間の円滑なコミュニケーションにより、安全・安心な地域を目指す。
- ・ 自然環境を保全・回復し、安らぎと豊かさを感じられる地域を目指す。

② 主な施策の方向

ア 安全・安心の確保に向けた取組分野

- ・ 大気環境や水環境など、良好な環境を維持する。
- ・ 事故や自然災害に伴う化学物質の飛散・流出や廃棄物の発生など、非常時の環境汚染に対しても適切な対応ができる体制を構築する。

イ 社会の低炭素化に向けた取組分野

- ・ 太陽エネルギーや農業用水など地域における資源の活用を通じて再生可能エネルギーの利用を推進し、化石燃料への依存を低減する。
- ・ 渋滞が少なく、円滑な道路交通が確保された、環境への負荷の少ない交通システムを実現する。

ウ 資源循環に向けた取組分野

- ・ 廃棄物の適正な処理とリサイクルの促進に向けた体制の整備を進める。
- ・ 廃棄物の不法投棄や過剰保管などの不適正処理の未然防止に向け、監視指導を徹底する。

エ 自然との共生に向けた取組分野

- ・ 生物の生息生育空間の保全・創出に向けた取組を進める。
- ・ 恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境を再生・保全する取組を進める。

2 「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて

① 計画における環境施策展開の視点

- ・ 大都市圏と豊かな自然環境が共存している本県の特徴を踏まえ、環境と経済が調和しながら持続的に発展していく地域を目指す。
- ・ 世界有数のモノづくり地域である本県の技術力を生かし、この地域のみならず、国内外の環境負荷の低減に貢献することを目指す。

② 主な施策の方向

ア 安全・安心の確保に向けた取組分野

- ・ 企業における環境関連法令の遵守を徹底する。
- ・ 化学物質による環境リスクの低減に向けた原材料や製造工程の転換を促す。

イ 社会の低炭素化に向けた取組分野

- ・ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用により、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を抑制する。
- ・ 社会の低炭素化に貢献する製品製造を推進する。
- ・ 環境配慮型の経済活動と経済発展の両立を目指す「グリーン成長」を通じて、新たな環境産業の創出を促す。

ウ 資源循環に向けた取組分野

- ・ 事業活動における廃棄物のリデュース（排出抑制）・リユース（再使用）の取組を強化する。
- ・ 廃棄物の発生が少なくリサイクルが容易な製品づくりを促す。
- ・ 廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる環境ビジネスを促進する。

エ 自然との共生に向けた取組分野

- ・ 「あいちミティゲーション」の導入により、土地利用の転換や開発の円滑な実施と生物多様性の保全との両立をより一層促す。
- ・ 製造業や農林水産業などにおける生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する。

3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて

① 計画における環境施策展開の視点

- ・ 県民が愛知万博、COP10を通じて培った環境保全活動への参加・実践の経験を、次なる発展へとつなげていくことを目指す。
- ・ 県民すべてが、自らの生活が環境に様々な影響を与えていることを理解した上で、現在のライフスタイルを見直し、自発的・率先的に環境改善に向け行動することを目指す。

② 主な施策の方向

ア 安全・安心の確保に向けた取組分野

- ・ 環境問題や化学物質などへの知識や理解を深めるための学習機会の提供により、環境に配慮した行動を促す。

イ 社会の低炭素化に向けた取組分野

- ・ 省エネや環境負荷の少ない商品やサービスの購入など、低炭素化に向けたライフスタイルを定着させる。

ウ 資源循環に向けた取組分野

- ・ ごみ(一般廃棄物)の排出者としての自覚を促すとともに、リデュース(排出抑制)・リユース(再使用)の取組を強化する。

エ 自然との共生に向けた取組分野

- ・ 生物多様性の保全や持続可能な利用を、基本的な考えとして日常生活や社会経済活動に組み込み、行動へとつなげるための取組を進める。

第5章 計画の推進

1 多様な主体間の連携・協働

① 主な施策の方向

- ・ 本計画の推進にあたっては、県民、事業者、市民団体及び行政の各主体のそれぞれが、環境の現状について正しい認識を持ち、環境保全に関して担うべき役割と環境保全に参加する意義を理解し、それぞれの立場に応じた役割分担の下、自主的、積極的な取組を進める。
- ・ そのためには、環境学習等に関する情報提供、環境学習等を実施する市町村・団体の支援、子どもの発達段階に応じた環境教育を通して、「持続可能な社会」づくりに関する高い意識を身につけ、自らの意思により行動を変革していくことができる人づくりを進める。
- ・ 平成26年11月、本県において「ESD（持続可能な開発のための教育）に関するユネスコ世界会議」が開催されることから、これを契機に、次世代の環境を担う人づくりを目指す。

② 施策展開例

- ・ 県民・事業者・民間団体等の連携・協働による環境施策（EV・PHVタウン構想、ゼロエミッション・コミュニティ構想、あいち方式による生態系ネットワーク形成など）の立案・推進
- ・ 隣接県と連携した広域環境対策の推進

2 各主体に期待される役割

① 県民の役割

② 事業者の役割

③ 市民団体の役割

④ 行政の役割